

筑北村キャラクター

デザインデザイン使用マニュアル



てんま
天舞くん



ちくにゃん

目次

1. はじめに	P 2
2. 申請手続きについて	P 3
(1) 申請の流れ	P 3
(2) 申請書類	P 3
(3) 申請書の提出先	P 3
(4) データの受け渡し	P 4
(5) 使用料	P 4
(6) 使用期間	P 4
(7) 使用できない場合	P 4
(8) 留意事項	P 4
(9) 使用の変更	P 5
3. デザインについて	P 6
(1) 色表示規定	P 6
(2) 使用上の留意点	P 6
(3) デザイン一覧	P 8
4. 名称の使用について	P 9
5. Q&A	P 10

1.はじめに

「天舞くん」と「ちくにゃん」は令和5年7月～10月に筑北村で開催した「ちくほく推し神仏探しスタンプラリー」のキャラクターとして登場しました。スタンプラリー終了後、キャラクターの名前を一般公募し、その中から村内の小中学生の投票の結果、令和5年12月15日にそれぞれ「天舞くん」、「ちくにゃん」となりました。

令和6年4月1日より、村の公式キャラクターとなり、筑北村のPR活動に取り組んでいます。

筑北村キャラクター「天舞くん」と「ちくにゃん」のイラスト等を使用する場合には、必ずマニュアルに沿い、申請を行って正しくご活用いただきますようお願いいたします。



「天舞くん」のプロフィール	
モチーフ	修那羅安宮神社を開祖した修那羅大天武
誕生日	3月3日
性格	つつい世のため人のためにつくしちゃう
特徴	見るだけでハッピーになれる
好きな食べ物	そば、ねぎ
修那羅大天武とは？	修那羅山安宮神社を開き多くの人に慕われた人
ひとこと	筑北村が平和であることに感謝し奉納された

「ちくにゃん」プロフィール	
モチーフ	猫神様になりたいネコ
誕生日	2月22日
性格	とっても人懐っこい
特徴	猫神様の石造を被っている
好きな食べ物	やしろうま
猫神様とは？	蚕をねずみから守るために誕生した神
ひとこと	人と石神仏を繋ぐネコ



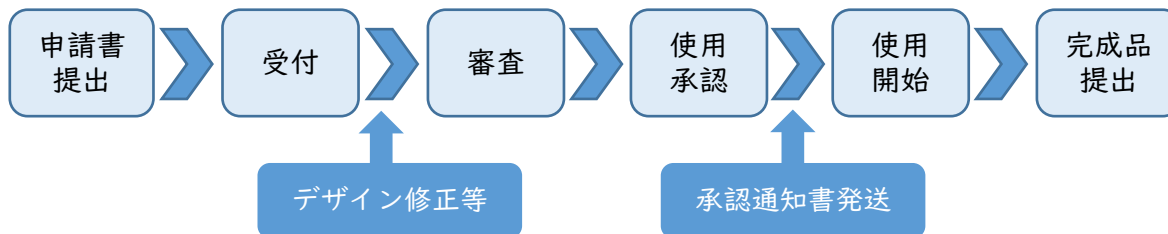
※「天舞くん」と「ちくにゃん」に関する著作権・商標登録などは『筑北村』に帰属します。

2.申請手続きについて

(1) 申請の流れ

受付後、審査から使用承認まで3週間程度かかります

※修正等が必要な場合は、1ヶ月以上かかることがあります



完成品は現物を「申請書の提出先」へ郵送・持参してください。(提出が困難なものは写真)

1アイテム1申請が必要です。複数の商品などに使用したい場合は商品数と同じ数の申請書が必要になります。

※以下のいずれかに該当する場合は、申込書の提出は必要ありません。

- ・村の関係機関が使用するとき
- ・学校等が教育の目的で使用するとき
- ・村内自治会等の住民組織が地域活動において使用するとき
- ・報道機関が報道及び広告の目的で使用するとき
- ・個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき
- ・その他村長が使用について適当と認めたとき

(2) 申請書類

申請には下記の書類が必要です。

①	筑北村キャラクターデザイン使用申請書 (様式第1号)	②	企画の概要書 (任意書式)
③	対象物の見本 (レイアウト、スケッチ、原稿など)	④	申請者の概要書 (パンフレットなど事業内容がわかるもの)

(3) 申請書の提出先

申請は郵送または直接窓口にご持参ください。

筑北村 観光課

〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条 4195

電話：0263-66-2111

受付時間：平日/午前8時30分～午後5時15分

2.申請手続きについて

(4) データの受け渡し

承認通知書（様式第2号）が届いたら、ご希望のデータ形式（AI形式、PNG形式、JPG形式）をお渡しいたします。引き渡し方法はご相談ください。

(5) 使用料

「天舞くん」「ちくにゃん」ともに**無料**でデザインをご使用いただけます。

(6) 使用期間

キャラクターを使用できる期間は**承認日から2年以内**です。

使用期間満了後において継続して使用・販売したい場合は使用変更申請書（様式第3号）を提出してください。

使用期間満了後において商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容（商品の名称・デザイン・製作数）を変更しない限り、改めての申請は不要です。在庫がなくなるまで販売いただけます。

(7) 使用できない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認できません。

- ・法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき
- ・村の信用や品位を損なうおそれがあると認められるとき
- ・特定の個人、政治、宗教団体の支援または支援するおそれがあると認められるとき
- ・自己の商標、意匠等として独占的に使用または使用するおそれがあると認められるとき
- ・不当な利益を得るための利用または利用するおそれがあると認められるとき
- ・キャラクターを筑北村キャラクターデザイン使用に関する要綱の第6条に規定する事項に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき
- ・営利を目的として使用する場合は、先に使用許可したイラスト使用物品と類似物品であるとき（なお、先に許可を受けている者より使用の同意を得た場合は、この限りではない。）
- ・その他村長が使用について不相当と認めるとき

2.申請手続きについて

(8) 留意事項

- ・使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、筑北村は一切の責任を負いません。
- ・使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ・使用許諾は、筑北村が著作権を有する「天舞くん」「ちくにゃん」のイラストを使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利は発生しません。

(9) 使用の変更

承認された内容を変更する場合は、あらかじめ使用変更申請書（様式第3号）を提出してください。

3.デザインについて

(1) 色表示規定

デザインの利用にあたっては、ここに定める色表示規定に従って使用してください



(2) 使用上の留意点

「天舞くん」「ちくにゃん」を使用する際は、イラストの近傍に必ず『筑北村キャラクター』と使用するキャラクターの名前『天舞くん』『ちくにゃん』の名称を表記すること。

※「天舞くん」の漢字の上にふりがな「てんま」の表記をお願いします。

筑北村キャラクター



3.デザインについて

以下のような使用はできませんので、ご注意ください。



以下のような使用は可能です。



吹き出し表現について

※特定の企業・団体や商品を推奨する表現はできません。

※吹き出し言葉として適切でない内容と判断した場合はお断りすることがあります。



この他にデザイン使用に関しての禁止の場合がありますので、ご不明点をご相談ください。

3.デザインについて

(3) デザイン一覧





カラー

天舞くん 1	天舞くん 2	天舞くん 3	天舞くん 4
			
基本	ようこそ	こちら	雲のうえ

ちくにゃん 1	ちくにゃん 2	ちくにゃん 3	ちくにゃん 4
			
基本	ようこそ	こちら	あざとい

モノクロ

天舞くん 1	天舞くん 2	天舞くん 3	天舞くん 4
			
基本	ようこそ	こちら	雲のうえ

ちくにゃん 1	ちくにゃん 2	ちくにゃん 3	ちくにゃん 4
			
基本	ようこそ	こちら	あざとい

4.名称の使用について

※会社名に「天舞くん」または「ちくにゃん」を使用することはできません。

※商品のキャッチコピー、フェア、キャンペーン名等において、「天舞くん」または「ちくにゃん」が特定の商品、サービスなどを推奨しているような使い方はできません。

※「天舞くん」「ちくにゃん」は、筑北村のキャラクターとしてあくまで中立ですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方はできません。

※「天舞くん」「ちくにゃん」に「僕」や「拙者」などの一人称はつけられません。

商品名に「天舞くん」または「ちくにゃん」を以下のように使用することはできます。

(例)『天舞くん “一般的な商品名”』

使用が認められる具体例

○ちくにゃんタオル

○天舞くんキーホルダー

○Tシャツ（天舞くんバージョン）

使用できない具体例

✕ちくにゃんおすすめ！まんじゅう

✕天舞くんが作ったクッキー

✕天舞くんの「特定の商品名」

名称の使用に関して、判断がつかないなどご不明な点がございましたら
筑北村観光課までお問い合わせください。

5. Q&A

Q：前に申請した商品の絵違いを販売したいのですが、申請書は必要ですか？

A：新たに申請書のご提出をお願いします。

区別をつけたい場合には〇〇（商品名）（△△バージョン）などと記入してください。

例）天舞くんハンカチ（星バージョン）

Q：商品に伴う広告物（POPやチラシ、HPなど）も申請は必要ですか？

A：商品の使用申請書を提出いただいた場合、申請は不要です。

異なるデザインを使用する場合には申請書のご提出をお願いします。

Q：スポーツのユニフォーム、応援旗などに「天舞くん」「ちくにゃん」を使用することはできますか？

A：「天舞くん」「ちくにゃん」は筑北村のキャラクターであるため、村の代表チームと誤解されないように使用してください。

Q：商品に「筑北村キャラクター」「天舞くん」「ちくにゃん」を表記しにくい、できない場合はどうしたらいいですか？

A：素材などの性質上、商品に表記することが難しい場合には、商品に付随するものへの表記で構いません。（例）商品のタグ、パッケージ、値札、POP、サイトなどの紹介ページ
それでも表記することが難しい場合は村へご相談をお願いします。

Q：会社の概要書や冊子などに「天舞くん」「ちくにゃん」を使用できますか？

A：会社内部で使用する資料にデザインを使用する場合は使用申請書の提出はありません。

ただし、外部に配布する場合や不特定多数の方の目に触れる場合は、使用申請書の提出をお願いします。

Q：個人でデザインを使用したいのですが、申請は必要ですか？

A：申請の必要はありません。限られた範囲で、個人的に使用するものに関しては申請不要です。

ただし販売を伴う場合は申請が必要です。

（申請不要な例）

個人で使用する年賀状、絵、うちわ、名刺

SNSで個人のアカウントに投稿するイラスト、画像

自分で使用するオリジナルグッズ ※販売する場合は申請が必要



【お問い合わせ・申請先】

筑北村観光課

〒399-7501

長野県東筑摩郡筑北村西条 4195

TEL : 0263-66-2111

FAX : 0263-66-3010

E-mail : kanko@vill.chikuhoku.lg.jp